東村山市立富士見小学校 校長 戸﨑 晃

学校感染症による登校についてのお願い

学校感染症は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。出席停止の間は、ご家庭で静養してください。 **主治医から登校の許可がでましたら、**下の《登校届》に保護者の方が記入・押印し、担任までお届けください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症につきましては別の様式になります。

▼学校感染症の出席停止基準▼

分類	病名	出席停止基準				
第一種 感染症	鳥インフルエンザ(H5N1)など	治癒するまで				
第二種 感染症	百日ぜき	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで				
	麻疹(はしか)	熱が下がって3日を経過するまで				
		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日経				
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 	過し、かつ全身症状が良好になるまで				
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで				
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで				
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで				
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで				
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで				
第三種 感染症	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角 結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで				

			登		校		届				
東村山市立小・中学校長殿 ※医師から登校する許可が出ましたら、保護者の方が <u>記入・押印して</u> ください。											
氏	名		年	組		氏名					
病	名										
		(出席停止	期間	令和	年	月	日から令和	年	月	日まで)	
病防	完 名	診察してくた	ださった痕	(医)院							
保護者	氏名								印		